

水戸市立国田義務教育学校

「いじめ防止基本方針」

いじめを「しない、させない、許さない」

令和8年4月

水戸市立国田義務教育学校

(令和8年3月31日改訂)

1 いじめの定義（「茨城県いじめの根絶を目指す条例」第2条より）

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人的関係にある者」

同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒が関わっている何らかの人間関係のある者を指す。

※「心理的又は物理的な影響を与える行為」

<心理的な影響を与える行為>

- ◆ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ◆ 仲間はずれや集団による無視をされる。
- ◆ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる。
- ◆ パソコンやスマートフォンで誹謗中傷やいやなことをされる。

<物理的な影響を与える行為>

- ◆ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。
- ◆ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

2 いじめに対する基本的な認識

本校職員は、以下の認識をもって指導に当たり、毎年度研修を重ね、いじめの未然防止に努めるものとする。

- (1) いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童生徒にも起こり得るものである。
- (2) いじめは、人権を著しく侵害し、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、決して許されない。
- (3) いじめは、大人の目の届かないところで起こることが多く、発見しにくい。
- (4) いじめられている側にも責任があるという認識は間違いである。
- (5) いじめられている児童生徒を確認したときは、その生徒の立場に立ち、絶対に守り通すという意識で生徒に寄り添う。
- (6) いじめている児童生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (7) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触するものである。
- (8) 日頃から、保護者との信頼関係を大切に、地域や専門機関との連携協力に努める。

<発達段階によるいじめの特徴>

- 【低学年】 ○ 自分の感情を上手に表現できないことから手が出てしまう。
○ かかわり方の不器用さから相手に不快感を与える。
- 【中学年】 ○ 仲間はずれや無視など心理的ないやがらせが見られるようになる。
○ 嫉妬心や支配欲から、いたずらやいやがらせをする。
○ 自分たちの集団と異なる雰囲気をもった相手を排斥しようとする。
- 【高学年】 ○ 仲間はずれや無視、執拗に悪口を言うなど心理的ないじめが多くなる。
○ 小集団同士の対抗意識が激しくなり、いじめに発展することが多い。
○ いじめがあっても、それをいじめと認める割合が急激に減少する。
- 【中学生】 ○ 他者がいじめられることを愉快に感じたり、他者がいじめられていることに無関心を装ったりする行為がしばしば見られる。
○ 小集団内で仲間同士の中傷から生じるいじめ、仲間内での優位性を誇示しようとするいじめ、仲間同士の結束を高めるためのいじめなどが多く見られる。

3 いじめに対する責務

学校及び校長その他の職員の責務（「茨城県いじめの根絶を目指す条例」第8条）に則り、以下のようにいじめの根絶を目指す。

(1) 水戸市立国田義務教育学校いじめ防止対策委員会の設置

① 構成員

【常時委員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、グレード主任、（担任）

〔 スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）
心の教室相談員、スクールサポーター（SS）、警察、弁護士、医師 〕

② 役割

- 未然防止のための教職員研修の計画（年間3回）（教頭、生徒指導主事）
- いじめの相談・通報の窓口（養護教諭）
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有（生徒指導主事）
- いじめを察知した場合の情報の迅速な共有、関係ある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応についての助言指導（校長、教頭、SC）

(2) いじめの未然防止に向けて

いじめの禁止（茨城県いじめの根絶を目指す条例 第4条）の周知を徹底する。また、自己肯定感を高め、他人を思いやる心の醸成を図る取組を実施する。

① 児童生徒による主体的ないじめ防止活動の取組

児童生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できるよう児童生徒会の取組を通して、いじめを許さない集団になるよう働きかける。

- 児童生徒会及び総務委員が中心となり、マナーアップ運動やあいさつ運動、いじめをなくす取組等を企画し、年間を通じて全校児童・生徒が関わる場を設定する。

- 縦割り班活動など学校行事に異学年が支え合って取り組むような活動を意図的に実践する。
- 総合的な学習の時間等の中で、地域でのマナーや社会のルールを習得できる場面を設定する。
- 自分たちで学級のルールをつくる話し合いを行うなど、特別活動の時間を充実させる。
- 道徳の時間等を通して、社会が抱える問題を考えたり、地域での自分の行動を見つめ直したりする。
- SC等による児童生徒のソーシャル・スキルを高める授業を行うことで、人間関係トラブルの未然防止に努める。

② 教職員の資質向上に向けた取組

- すべての教育活動を通して、自分を大切にすることと同時に、他者を大切にすることを授業づくりを行う。
- 学校生活での悩みの解消を図るために、SC等を活用した研修を計画的に実施する。
- 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように、言動には細心の注意を払うとともに、教職員が相互に注意し合える環境を醸成する。
- 常に、いじめに対する危機感をもち、教職員の研修を充実させ、教育相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を図る。
- 地域や関係機関との定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

(3) いじめの早期発見のために

いじめは、目の届きにくいところで発生することが多いため、学校・家庭・地域が協力して実態把握に努める。

- ① 児童生徒の声なき声に耳を傾ける。
(定期的なアンケート調査、生活ノート等の日記指導、教育相談など)
- ② SCや心の教室相談員の積極的な活用を図る。
- ③ 「校内オンライン相談窓口」、教育ダッシュボードによる「こころの健康観察」を活用する。
(児童生徒には、不安や悩みは相談することで解消することがあることを理解させる。)
- ④ 児童生徒の行動に目を向ける。
(いじめチェックリストの活用、校内巡視など)
- ⑤ 保護者との情報を共有する。
(連絡帳や生活ノートの活用、電話連絡、家庭訪問、校外巡視など)
- ⑥ 地域・関係機関と連携する。
(地域行事への参加、関係機関・民生委員との情報交換など)

☆「児童生徒を観る具体的な視点」

- A 遅刻や欠席、早退が多くなる。
- B 登校してから、身体の不調を訴えることが増える。
- C 学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりする。
- D グループ活動の際などに、机を離されたり避けられたりする。
- E 発言に対し、冷やかしからいがある。
- F 遊びの中で、いつも同じ役をさせられている。
- G 休み時間等に一人で過ごすことが多い。
- H 給食や清掃時間に、嫌がる仕事をよく任されている。
- I 保健室にひんぱんに足を運ぶようになる。
- J 部活動を休みがちになる。
- K グループ分けなどで、なかなか所属が決まらない。

☆「教師自らを振り返る視点」

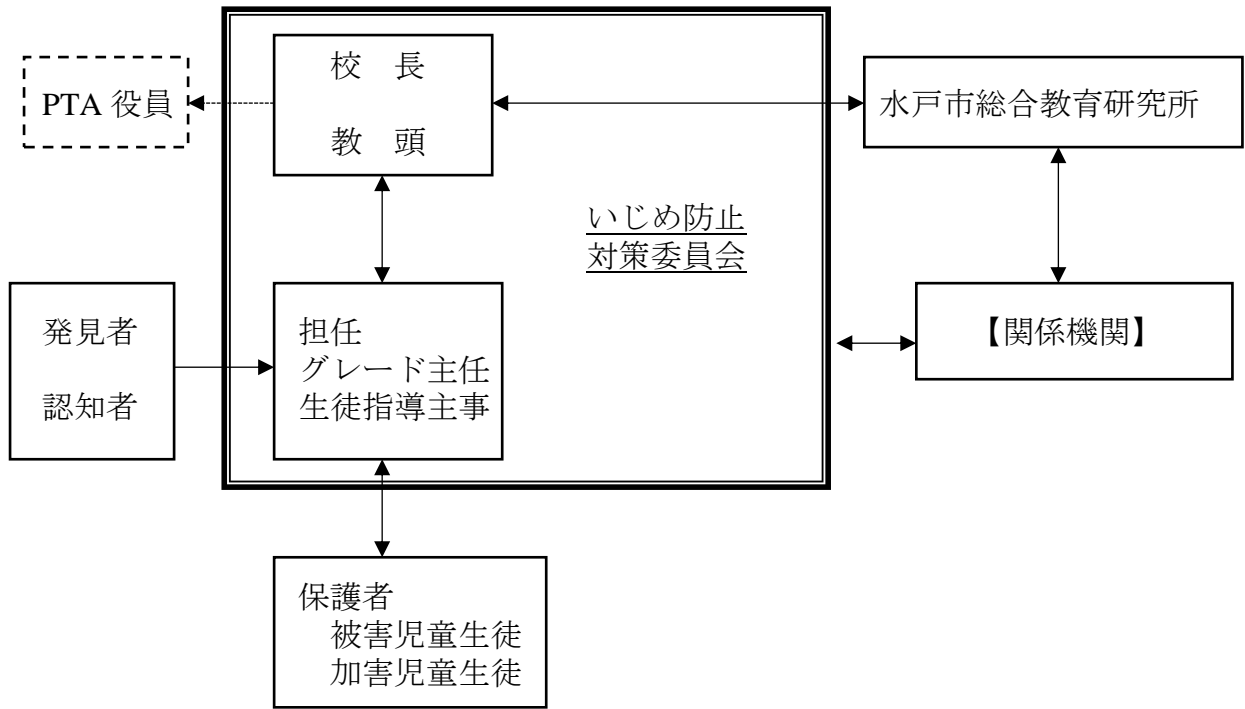
- ア 児童生徒の登校の様子を把握し、それに応じた温かい対応ができているか。
- イ 休み時間等の児童生徒の様子を把握し、温かい触れ合いができているか。
- ウ 学習態度やでき具合等を把握し、称賛・励ましと児童生徒相互の教え合いを奨励しているか。
- エ 健康観察で、一人一人を視診するとともに、気になる子への声かけをしているか。
- オ 生活ノート等に毎回目を通し児童生徒の心の状態を把握するとともに、温かい励ましの言葉を記入しているか。
- カ 朝の会等で欠席者の理由を伝え、教師の温かい思いやりを児童生徒一人一人に伝える工夫をしているか。
- キ 学習への的確なサポートをするとともに、賞賛や励まし、理解度に応じた個別支援などを行っているか。

(4) いじめ解消のために

いじめが確認されたときには、事実確認に基づき、迅速に適切な対応を行い、関係する児童生徒や保護者が納得する解消を目指す。

- ① いじめられている児童生徒やその保護者の立場に立ち、迅速で詳細な事実確認を行う。
- ② 学級担任等が一人で抱え込むことのないように、学校全体で組織的な対応をする。
- ③ いじめの起こった事実に基づき、児童生徒やその保護者に説明責任を果たす。
- ④ いじめた児童生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪を促す。
- ⑤ 法を犯す行為に対しては、早期に児童相談所や警察等に相談して協力を求める。
- ⑥ いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を取り合う。
- ⑦ SCなどの活用を図り、関係児童生徒の心のケアに努める。

<いじめ発生時における連絡体制>



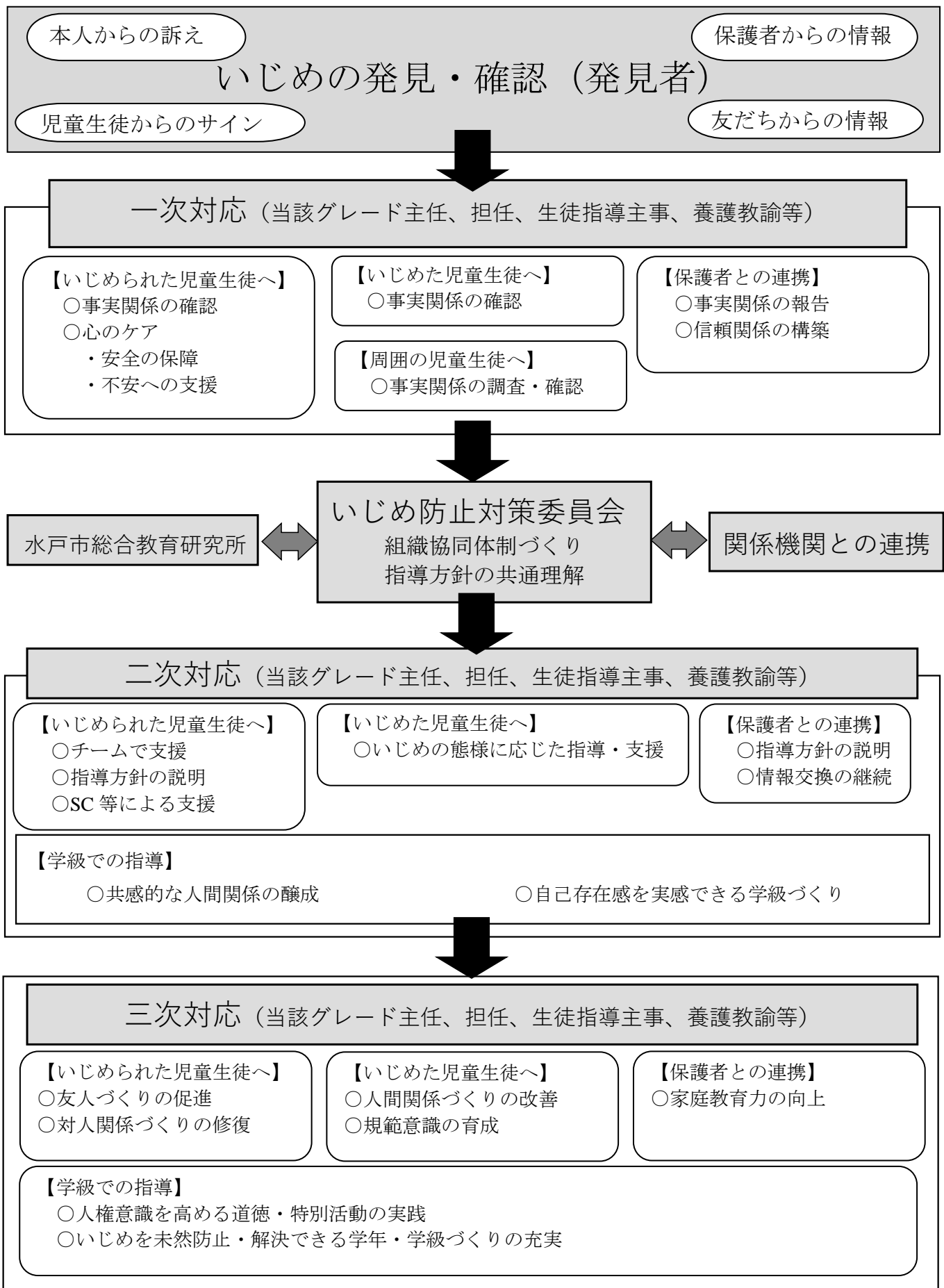
<いじめ問題の解決のために>

- 主として、小学校低学年に見られるような学級全体が被害者を嫌悪するようないじめの場合には、被害者の孤立感を代弁しながら、加害者を相手の立場に立たせていくような指導を行う。
- 主として、小学校高学年の同性の仲間集団に見られるグループ間の力関係を誇示するようないじめの場合には、加害者に自分の行為を客観的に見つめ直すような指導を行う。
- 主として、中学校に見られる被害者が仲間集団に拘束されているような場合には、集団内での行為が悪ふざけなのかいじめなのかを区別する必要がある。その場合、加害者は「責任の回避」や「危害の否定」、「非難する者への非難」など、いじめを正当化することがある。当事者だけでなく、それ以外の言動や日頃の観察を通じた指導が必要である。

<いじめ解消の定義>

- いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月継続していること。
- 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。この場合、被害児童生徒本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか確認をとる。

<いじめ問題への対応の順序>



4 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

生徒が自殺を企画した場合	身体に重大な障害を負った場合	金品等に重大な被害を被った場合	精神性の疾患を発症した場合
--------------	----------------	-----------------	---------------

② 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

年間30日を目安として欠席した場合	一定期間連続して欠席しているような場合
-------------------	---------------------

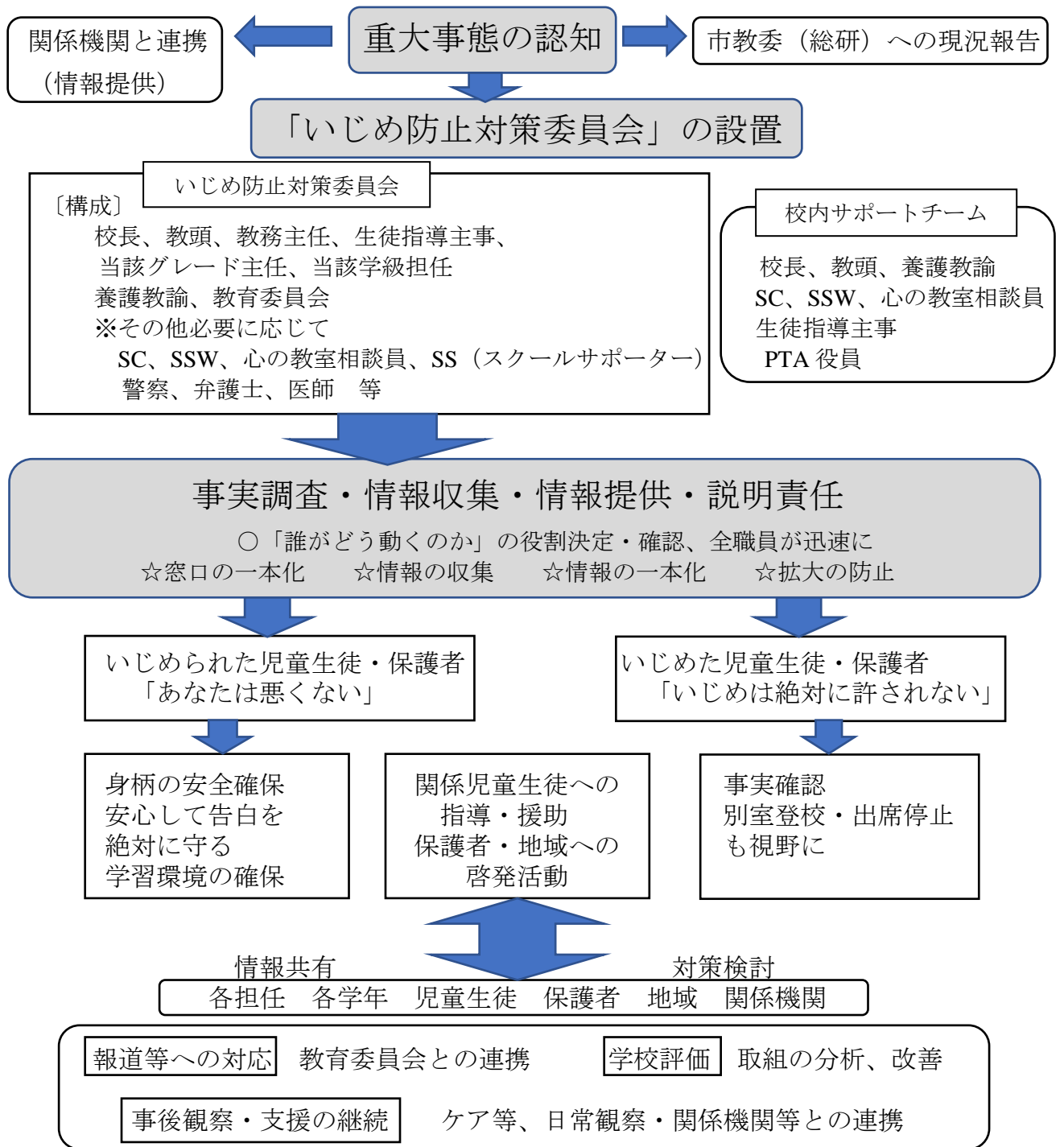
(2) 重大事態の報告

迅速に〔水戸市教育委員会（水戸市総合教育研究所）〕への報告を行う。

(3) 重大事態の調査

- ① 重大事態が生じた場合は、教育委員会の指導のもとに調査する。
- ② 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童生徒及び保護者に対しアンケート調査等を行い、事実関係を把握し、教育委員会に速やかに報告する。その際、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることがないように配慮する。
- ③ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえる。

《重大事態への対応の順序》



※重大事態が発覚した時点で、緊急のいじめ対策委員会を立ち上げ、組織的に対応する。同時に、校内サポートチームを立ち上げ、一般児童生徒等のメンタルヘルス・ケア等を行い、全児童生徒の不安を解消させる。

5 いじめ防止等の取組の評価と検証

いじめを隠蔽せず、いじめ実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点について、適正に本校の取組を検証する。

- ・ いじめを早期発見する取組に関すること。
- ・ いじめ再発を防止する取組に関すること。